

「やっぱ広島じゃ割(地域観光支援分)適用プラン 居酒屋せいちゃんち」

本旅行の説明書（取引条件説明書面）

やっぱ広島じゃ割(地域観光支援割)とは、宿泊割引等により本県への誘客を促すことで、落ち込んだ観光需要の早期回復を図るとともに、顧客視点により開発・再編集した観光プロダクトを提供することで来訪者の満足度を高め、再来訪の増加につなげることを目的とした事業です。当社では、令和4年6月8日以降に出発のお客様に対し、この補助金を活用して下記の旅行プランを割引します。

1. 対象旅行プラン

令和4年6月8日～令和4年6月30日までの出発

2. 割引額・プラン内容（以下のプラン以外の料理コースは割引適用外ですのご利用出来ません）

プラン名	お一人様 割引前料金 (税込)	やっぱ広島じゃ割 (地域観光支援割) 補助金	お一人様 割引後料金 (税込)	地域観光支援割 クーポンの付与額
『地域観光支援割 贅沢!!地魚握りコース【飲み放題 120分】付』 最小催行人員：大人2名以上	9,000円	4,500円	4,500円	2,000円

※この商品は、やっぱ広島じゃ割(地域観光支援割)を活用した旅行割引オリジナルプランです。

※代表者様または幹事様は、ご利用日当日までに弊社事務所で、全員分の料金をお支払い頂き、全員分の地域観光支援割クーポンをお受け取り下さい。お支払いは現金でお願いします。また、弊社事務所で「広島県誘客促進支援事業 旅行割引プラン利用者確認書」の記入をお願いします。

※最大 10 名様（お子様含む）までのプランです。

※プランに含まれないお子様コースや別注追加料理、追加飲料は現地精算をお願いします。

3. お支払い方法

代表者様または幹事様は、ご利用日当日までに弊社事務所で、全員分の料金をお支払い頂き、全員分の地域観光支援割クーポンをお受け取り下さい。お支払いは現金でお願いします。

4. 行程

尾道市内及び周辺各地 === 居酒屋せいちゃんち(昼食・夕食) === 尾道市内及び周辺各地

5. プランに含まれるもの

- ・居酒屋せいちゃんち(広島県尾道市向島町田尻 5423 TEL：0848-44-2258)での昼食・夕食
- ・地域観光支援割クーポン

※タクシー費用はプランに含まれません。

6. 最少催行人員及び定員、添乗員の同行

2名から10名まで(大人2名様以上)。添乗員は同行しません。このご旅行では約款に定める旅程管理は行いません。ご旅行に必要なクーポン券類をお渡ししますので、ご旅行中の諸手続きはお客様ご自身で行って頂きます。

7. 予約の変更及び取り消しについて

【変更の場合】

必ず、当社(大平交通株式会社)へお電話にてご連絡下さい。居酒屋せいちゃんちへ直接のご連絡では変更扱いになりません。状況によっては、当社まで来社頂く必要があります。予めご了承下さい。

【取り消しの場合】

必ず、当社(大平交通株式会社)へお電話にてご連絡下さい。居酒屋せいちゃんちへ直接のご連絡では取り消し扱いになりません。キャンセル料の規定については、別紙の旅行条件書をご確認下さい。

8. ワクチン接種歴の確認

①ワクチン接種証明

【広島県外在住者の広島県への旅行、または広島県内在住者の広島県内の観光地を行程に含む県外旅行】

[12歳以上] 新型コロナワクチンを3回接種していること。

[12歳未満] 同居する親族等とご旅行される場合、ワクチン接種歴またはPCR検査等の陰性確認は不要。

【広島県内在住者の県内旅行】

[60歳以上] 新型コロナワクチンを3回接種していることがわかる接種証明の原本または写真データや写し。

[60歳未満] 新型コロナワクチンを2回接種し、2回目の接種から出発日前日までに14日以上経過していることがわかる接種証明の原本または写真データや写し。

[12歳未満] 同居する親族等とご旅行される場合、ワクチン接種歴またはPCR検査等の陰性確認は不要。

②PCR 検査または抗原検査の陰性証明

出発日の 3 日前以内に採取した検体による PCR 検査 または 抗原定量検査の結果が陰性であることがわかる陰性証明の原本または写真データや写し。

③抗原定性検査の陰性証明

出発日の 1 日前に採取した検体による抗原定性検査の結果が陰性であることがわかる陰性証明の原本または写真データや写し。

9. 注意事項

- ①補助金の上限に達し次第、旅行割引プランの販売は予告なく終了になります。
- ②旅行契約成立後のお客様のご都合によるお取消しは、割引前の旅行代金を基準として当社所定の取消料を申し受けます。詳しくは旅行条件書をご覧ください。
- ③この旅行計画に関し、ご不明な点があれば、大平交通株式会社(電話番号 0848-44-1602)にご質問下さい。

*** この書面は旅行業法第 12 条の 4 による取引条件説明書面及び旅行契約が締結された場合には同法第 12 条の 5 に より交付する契約書面の一部となります。標準旅行約款をご確認下さい。**

広島県知事登録旅行業 第 3-210 号

大平交通株式会社 観光課 国内旅行業務取扱管理者 高田 正知

〒722-0073 広島県尾道市向島町 232-27

TEL:0848-44-1602 FAX:0848-44-7020 Mail:info@taihei-kotsu.com

営業時間：9：00～17：00(日曜日を除く)